

## 春休み期間通所について

春休み期間の通所登録を希望される方は、必要書類を受付期間内に提出し  
お申し込みください。

- 受付期間 令和8年1月22日（木）から2月6日（金）まで
- 受付場所 大津市役所児童クラブ課（大津市御陵町3-1）
- 受付時間 9時から17時まで（土・日除く）

＜申請時に必要な書類＞

1. 大津市立児童クラブ通所登録申請書
2. 保護者の就労証明書等、通所の資格要件を証明する書類（通所の資格要件によつて必要書類が異なります。）  
詳しくは「大津市児童クラブ通所案内」5ページをご覧ください。
3. 口座振替依頼書（金融機関で手続き後の本人控えの写し）  
※初めて通所登録される方又は振替口座を変更される方のみ
4. 大津市立児童クラブ保育料等減免申請書※減免の事由に該当する方のみ



### ●通所登録期間と料金

☆新2年生以上（令和8年4月1日時点）

令和8年3月25日（水）から4月8日（水）まで

新規の方 登録料 10,000円 保育料 5,500円

再登録の方は保育料のみ

☆新1年生 令和8年4月1日（水）から4月8日（水）まで

傷害保険料 800円／年 保育料 3,000円

（上記期間は大津市立小学校に通う児童の場合です。他の小学校に通う児童は、当該小学校の春休み期間となり、料金も変わります。）

■日曜は閉所します。土曜日は利用できません。

■春休み期間の途中で退所することはできません。

■家庭保育協力日（3月31日から4月2日まで）はご家庭での保育にご協力をお願いします。

### ●口座振替日

3月分は令和8年3月31日、4月分は令和8年4月30日に登録されている口座から振替します。

## ●利用時間

8時から15時まで 月曜日から金曜日（土曜日は利用できません）

※おやつ・延長保育はありません

## ●保育料の減免

減免対象の方は、減免申請書の提出が必要です。

■通所登録申請時に提出してください。

■申請がない場合は、下記の事由に該当されても減免の適用はできません。

（申請書の提出が遅れて、通所登録期間後に提出された場合、減免の遡及適用はできません。）

■3月分と4月分は年度が異なりますので、どちらの年度も該当する方は、それぞれの年度の減免申請書を提出してください。

### 保育料の免除

① 生活保護法の規定により保護を受けている場合

② 保護者のいずれもが前年度の市民税が非課税である場合

〈3月分〉 保護者のいずれもが令和6年度市民税が非課税である場合

（令和6年1月2日以降に大津市内へ転入された方は、前住所地の市町村で令和6年度の市町村民税非課税証明書を取り寄せて添付してください）

〈4月分〉 保護者のいずれもが令和7年度市民税が非課税である場合

（令和7年1月2日以降に大津市内へ転入された方は、前住所地の市町村で令和7年度の市町村民税非課税証明書を取り寄せて添付してください）

### 保育料を5分の1減額

③ ①②に該当する者を除き、ひとり親家庭等に属する場合

※ひとり親家庭等とは、母子（父子）の届けを行った世帯及び児童扶養手当法の規定による認定（母子認定・父子認定）を受けた世帯

④ 児童が兄弟姉妹で2人以上市立児童クラブに通所登録している場合

※兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童が対象

### 保育料を5分の2減額

⑤ ひとり親家庭等に属しあつ兄弟姉妹で通所登録している場合

※兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童が対象。最年少の児童は5分の1を減額します。

## ●通所登録決定通知 2月下旬 発送予定

## ●通所説明会 令和8年3月7日（土）各市立児童クラブにて開催します。

■詳しくは決定通知に案内を同封しますので、ご確認ください。